

# 平成30年度 宗像市1号認定利用者負担（保育料）基準額表

平成30年度の宗像市1号認定利用者負担（保育料）基準額表は下記のとおりです。

平成30年4月から8月までの保育料については、平成29年度市町村民税所得割額に基づき決定します。  
平成30年9月から3月までの保育料については、平成30年度市町村民税所得割額に基づき決定します。

市階層	階層区分		1号認定：3歳以上児	
			教育標準時間	
			第1子	第2子
第1階層	生活保護世帯		0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯を含む)		3,000円	0円
第2-1階層	第2階層のひとり親世帯等		0円	0円
第3階層	市町村民税所得割額	77,100円以下	10,100円	5,050円
第3-1階層		第3階層のひとり親世帯等	3,000円	0円
第4階層		211,200円以下	15,200円	7,600円
第5階層		211,201円以上	19,400円	9,700円

※ 算定対象となるお子さんのうち、第3子以降の保育料は全階層 無償（0円）です。

※ 「ひとり親世帯等」とは、ひとり親世帯、または障がい児や障がい者がいる世帯をいいます。

・第2階層、第2-1階層となるのは、市町村民税所得割額が非課税の世帯です。

※ 次のとおり、階層により兄・姉の数え方が異なります。

◆ 第1階層、第2階層、第2-1階層、第3階層、第3-1階層

・入所児の保護者に監護され、生計を同じくする兄・姉が算定対象になります。

◆ 第4階層、第5階層

・小学校（1年生～3年生）、保育所、幼稚園、認定こども園等を兄・姉が同時に利用する場合、2番目の児童は半額、3番目以降の児童は無償です。（兄・姉として数える場合の年齢の上限は小学校3年生までです。）

例）兄：小学4年生、姉：小学1年生、本人：5歳児の場合、姉を第1子と数え、本人は第2子と数えます。

**注意**

※入所児童と住民票の住所が異なる場合や、住民票では入所児童との関係がわからない場合などは、今回の算定では兄・姉として数えていません。状況により兄・姉として数えることが可能ですので、ご不明な点があれば、子ども育成課にご連絡ください。

**Q&A**

**保育料に関するよくあるご質問**

質問	回答
ひとり親世帯等は無償にならないのですか？	保育料は世帯の市町村民税所得割額に基づき算定します。ひとり親世帯等であっても、税額に応じて保育料は決定しますので、必ずしも無償にはなりません。
平成30年9月以降の保育料はどのように計算するのですか？	平成30年5月～6月頃に確定する「平成30年度市町村民税所得割額」に基づき算定します。9月以降の保育料が変わる場合は、平成30年9月初旬に通知する予定です。※通知時期等は変わる場合があります。

◆ お問合せ先：宗像市 子ども育成課（TEL：0940-36-1214）